

お知らせ

ワシントン条約：第20回締約国会議における附属書改正事項について

2026年2月5日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

2025年11月24日から12月5日にかけてウズベキスタン（サマルカンド）にて開催された、ワシントン条約第20回締約国会議（CoP20）の採択結果に基づき、ワシントン条約附属書が改正されます。従来の附属書に別紙1の改正事項の内容が反映され、2026年3月5日（木）（効力発生までの猶予期間が設けられた一部の種を除く）に効力が発生します。

2026年3月5日以降、別紙1に掲載された動植物種を含む貨物を輸出入される場合には、外国為替及び外国貿易法関連の手続きが新たに必要となること、又は、これまでの手続きと異なることがありますので、十分御注意ください。附属書改正に伴う輸出手続きについては、別添「お知らせワシントン条約附属書の改正に伴う我が国の輸出手手続きについて」を御確認ください。

また、別紙2のとおり附属書Ⅲに掲載されている一部の種について学名の変更に係る通知があつたところ、同日3月5日以降の申請については新たな学名で申請をお願いします。

なお、このお知らせは、ワシントン条約事務局が発出した事務局通報（「NO.2026/005」、「NO.2026/018」以下のURL参照）から仮訳し、作成したものです。今後、文言等が変更となる可能性がありますこと、あらかじめ御了承ください。（仮にこのお知らせと最新の事務局通報の内容が異なる場合は、事務局通報が優先されます。）

＜附属書I・II改正に係る通報＞

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2026-005.pdf>

＜附属書Ⅲ学名変更に係る通報＞

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2026-018.pdf>

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723（直通）

ワシントン条約第20回締約国会議における附属書改正事項一覧

●新たに附属書Iに掲載された種

FAUNA 動物							
整理番号	綱	目（学名）	目（和名）	科（学名）	科（和名）	種（学名）	種（和名）
1	MAMMALIA 哺乳綱	ARTIODACTYLA	ウシ目（偶蹄目）	Giraffidae	キリン科	<i>Okapia johnstoni</i>	オカピ
2	AVES 鳥綱	PASSERIFORMES	スズメ目	Emberizidae	ホオジロ科	<i>Sporophila maximiliani</i>	オオハシコメワリ
3	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Anguidae	アシナシトカゲ科	<i>Caribicus warreni</i>	ワレンギヤリワスプ
4	REPTILIA 爬虫綱	SERPENTES	ヘビ亜目	Viperidae	クサリヘビ科	<i>Bitis harenna</i>	ペールマウンテンアダー
5	REPTILIA 爬虫綱	SERPENTES	ヘビ亜目	Viperidae	クサリヘビ科	<i>Bitis parviocula</i>	エチオピアアダー
FLORA 植物							
整理番号	科（学名）	科（和名）		種（学名）		種（和名）	

6	Palmae	ヤシ科	<i>Jubaea chilensis</i>	チリヤシ
---	--------	-----	-------------------------	------

●附属書Ⅱから附属書Ⅰに移行された種

FAUNA 動物							
整理番号	綱	目(学名)	目(和名)	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)
7	MAMMALIA 哺乳綱	PRIMATES	霊長目	Cercopithecidae	オナガザル科	<i>Cercocebus chrysogaster</i>	ゴールデンマンガベイ
8	AVES 鳥綱	FARCONIFORMES	タカ目	Accipitridae	タカ科	<i>Gyps africanus</i>	コシジロハゲワシ
9	AVES 鳥綱	FARCONIFORMES	タカ目	Accipitridae	タカ科	<i>Gyps rueppelli</i>	マダラハゲワシ
10	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Iguanidae	イグアナ科	<i>Amblyrhynchus cristatus</i>	ウミイグアナ
11	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Iguanidae	イグアナ科	<i>Conolophus</i> spp.	オカイグアナ属全種
12	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Testudinidae	リクガメ科	<i>Kinixys homeana</i>	ホームセオレガメ

1 3	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	CARCHARHINIFORMES	メジロザメ目	Carcharhinidae	メジロザメ科	<i>Carcharhinus longimanus</i>	ヨゴレ (日本は留保)
1 4	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	MYLIOBATIFORMES	トビエイ目	Mobulidae	イトマキエイ科	<i>Mobulidae</i> spp.	イトマキエイ科全種 (日本は留保)
1 5	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	ORECTOLOBIFORMES	テンジクザメ目	Rhincodontidae	ジンベイザメ科	<i>Rhincodon typus</i>	ジンベイザメ (日本は留保)

FLORA 植物

整理番号	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
1 6	Anacampserotaceae	アナカンプセロス科	<i>Anacampseros quinaria</i> (formerly known as <i>Avonia quinaria</i>)	アナカンプセロス・クイナリア (アヴォニア・クイナリア)
1 7	Euphorbiaceae	トウダイグサ科	<i>Euphorbia bupleurifolia</i>	鉄甲丸

●新たに附属書Ⅱに掲載された種

FAUNA 動物、*PHYLUM CHORDATA* (脊索動物門)

整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
1 8	MAMMALIA 哺乳綱	PILOSA	アリクイ目 (貧歯目)	Megalonychidae	フタユビナマケモノ科	<i>Choloepus didactylus</i>	フタユビナマケモノ

19	MAMMALIA 哺乳綱	PILOSA	アリクイ目 (貧歯目)	Megalonychidae	フタユビナマケモノ科	<i>Choloepus hoffmanni</i>	ホフマンナマケモノ
20	AVES 鳥綱	CORACIIFORMES	ブッポウソウ目	Bucerotidae	サイチョウ科	<i>Bycanistes</i> spp.	ナキサイチョウ属全種
21	AVES 鳥綱	CORACIIFORMES	ブッポウソウ目	Bucerotidae	サイチョウ科	<i>Ceratogymna</i> spp.	クロコブサイチョウ属全種
22	AVES 鳥綱	PASSERIFORMES	スズメ目	Emberizidae	ホオジロ科	<i>Sporophila angolensis</i>	ヒメコメワリ
23	AVES 鳥綱	PASSERIFORMES	スズメ目	Emberizidae	ホオジロ科	<i>Sporophila atrirostris</i>	クロハシコメワリ
24	AVES 鳥綱	PASSERIFORMES	スズメ目	Emberizidae	ホオジロ科	<i>Sporophila crassirostris</i>	オオコメワリ
25	AVES 鳥綱	PASSERIFORMES	スズメ目	Emberizidae	ホオジロ科	<i>Sporophila funerea</i>	ハシブトヒメウソ
26	AVES 鳥綱	PASSERIFORMES	スズメ目	Emberizidae	ホオジロ科	<i>Sporophila nuttingi</i>	ニカラグアオオコメワリ

27	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Gekkonidae	ヤモリ科	<i>Phyllurus amnicola</i>	エリオットコノハヤモリ
28	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Gekkonidae	ヤモリ科	<i>Phyllurus caudiannulatus</i>	ワオコノハヤモリ
29	AMPHIBIA 両生綱	ANURA	無尾目	Ranidae	アカガエル科	<i>Pelophylax epeiroticus</i> (Entry into effect delayed by 18 months, i. e. until 5 June 2027)	ギリシャトノサマガエル (2027年6月5日以降、効力発生)
30	AMPHIBIA 両生綱	ANURA	無尾目	Ranidae	アカガエル科	<i>Pelophylax lessonae</i> (Entry into effect delayed by 18 months, i. e. until 5 June 2027)	コガタトノサマガエル (2027年6月5日以降、効力発生)
31	AMPHIBIA 両生綱	ANURA	無尾目	Ranidae	アカガエル科	<i>Pelophylax ridibundus</i> (Entry into effect delayed by 18 months, i. e. until 5 June 2027)	ワライガエル (2027年6月5日以降、効力発生)
32	AMPHIBIA 両生綱	ANURA	無尾目	Ranidae	アカガエル科	<i>Pelophylax shqipericus</i> (Entry into effect delayed by 18 months, i. e. until 5 June 2027)	バルカンガエル (2027年6月5日以降、効力発生)
33	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	CARCHARHINIFORMES	メジロザメ目	Triakidae	ドチザメ科	<i>Galeorhinus galeus</i> (Entry into effect delayed by 18 months, i. e. until 5 June 2027)	イコクエイラブカ (2027年6月5日以降、効力発生)
34	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	CARCHARHINIFORMES	メジロザメ目	Triakidae	ドチザメ科	<i>Mustelus</i> spp. (Entry into effect delayed by 18 months, i. e. until 5 June 2027)	ホシザメ属全種 (2027年6月5日以降、効力発生)

35	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	SQUALIFORMES	ツノザメ目	Centrophoridae	アイザメ科	Centrophoridae spp. (Entry into effect delayed by 18 months, i.e. until 5 June 2027)	アイザメ科全種 (2027年6月5日以降、効力発生) (日本は留保)
----	-----------------------	--------------	-------	----------------	-------	---	--

FAUNA 動物、ECHINODERMATA (棘皮動物門)

整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
36	HOLOTHUROIDEA ナマコ綱	HOLOTHURIIDA	ホロトウリア目	Holothuriidae	クロナマコ科	<i>Holothuria lessoni</i> (Entry into effect delayed by 18 months, i.e. until 5 June 2027)	ホロトウリア・レッソニ (2027年6月5日以降、効力発生)

FAUNA 動物、ARTHROPODA (節足動物門)

整理番号	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
37	ARACHNIDA クモ綱	ARANAE	クモ目	Theraphosidae	トリクイグモ科・オオツチグモ科	<i>Grammostola rosea</i>	チリアンコモンタランチュラ

FLORA 植物

整理番号	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
38	ASPARAGACEAE	キジカクシ科/アスパラガス科	<i>Beaucarnea hookeri</i> and <i>Beaucarnea glassiana</i> included in <i>Beaucarnea</i> spp. listing in Appendix II	附属書IIのトックリラン属全種に「ビューカルナエ・ホケリ」「ビューカルナエ・グラシアナ」を追加
39	BURSERACEAE	カンラン科	<i>Commiphora wightii</i> (Annotation #19: Extracts (including resins, gums and essential oils) and powder, except the following finished products, packaged and ready for retail trade: finished tablets, capsules, pills, perfumes, cosmetics, solutions, emulsions or suspensions (such as infused oils, hydrolates, tinctures), and manufactured incense products (such	コミフォラ・ワイティイ (注釈19 抽出物(樹脂、ガム、エッセンシャルオイルを含む)及び粉末。ただし、以下の包装され、かつ、小売取引に準備された完成品を除く: 錠剤、カプセル、丸薬、香水、化粧品、溶液、乳剤又は懸濁液(例: 浸出油、ハイドロレート、チンキ等)及び

			as incense sticks and incense cones)).	製造された香製品（線香や円錐型のお香等）
40	LILIACEAE	ユリ科	<i>Aloe bergeriana</i> , <i>A. jeppeae</i> , <i>A. subspicata</i> and <i>A. welwitschii</i> included in <i>Aloe</i> spp. listing in Appendix II.	附属書Ⅱのアロエ属全種に「アロエ・ベルゲリアナ」「アロエ・イエペアエ」「アロエ・サブスピカタ」「アロエ・ウェルウィツキ」を追加

●附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行された種

FAUNA 動物							
整理番号	綱	目（学名）	目（和名）	科（学名）	科（和名）	種（学名）	種（和名）
41	MAMMALIA 哺乳綱	CARNIVORA	ネコ目（食肉目）	Otariidae	アシカ科	<i>Arctocephalus townsendi</i>	グアダルーペオットセイ
FLORA 植物							
整理番号	科（学名）	科（和名）	種（学名）	種（和名）			
42	PODOCARPACEAE	マキ科	<i>Podocarpus parlatorei</i> with annotation P7: Zero export quota for wild-taken specimens for commercial purposes		アンデスイヌマキ 注釈P7: 野生の状態で採取され、主として商業目的で取引される当標本については、ゼロの輸出割り当てが設定されている。		

●附属書Ⅲから附属書Ⅱに移行された種

FAUNA 動物							
4 3	MAMMALIA 哺乳綱	ARTIODACTYLA	ウシ目（偶蹄目）	Bovidae	ウシ科	<i>Gazella dorcas</i>	ドルカスガゼル
4 4	MAMMALIA 哺乳綱	CARNIVORA	ネコ目（食肉目）	Hyaenidae	ハイエナ科	<i>Hyaena hyaena</i>	シマハイエナ

●附属書Ⅰから削除された種

FAUNA 動物							
整理番号	綱	目（学名）	目（和名）	科（学名）	科（和名）	種（学名）	種（和名）
4 5	MAMMALIA 哺乳綱	CARNIVORA	ネコ目（食肉目）	Phocidae	アザラシ科	<i>Monachus tropicalis</i>	カリブモンクアザラシ

●附属書Ⅱから削除された種

FAUNA 動物							
整理番号	綱	目（学名）	目（和名）	科（学名）	科（和名）	種（学名）	種（和名）
4 6	MAMMALIA 哺乳綱	ARTIODACTYLA	ウシ目（偶蹄目）	Bovidae	ウシ科	<i>Damaliscus pygargus pygargus</i>	ポンテボック

●注釈に関する改正がなされたもの

FAUNA 動物							
	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
	MAMMALIA 哺乳綱	ARTIODACTYLA	ウシ目 (偶蹄目)	Bovidae	ウシ科	<i>Saiga tatarica</i>	サイガ・タタリカ
Annotation A3:							
<p><u>A zero export quota for wild specimens traded for commercial purposes, except for specimens from the population of <i>Saiga tatarica</i> of Kazakhstan under the following conditions:</u></p> <p>a) <u>Trade in only government owned whole horns, originating in Kazakhstan, stockpiled and marked in accordance with marking and traceability requirements developed by Kazakhstan;</u></p> <p>b) <u>Prior verification by the Secretariat and Kazakhstan, in consultation with the Standing Committee through its Chair, that sufficient control mechanisms and traceability systems are already in place in Kazakhstan and trade partners;</u></p> <p>c) <u>Kazakhstan supervises the first shipment to each new trading partner to ensure the marking and traceability systems are in place and working adequately; and</u></p> <p>d) <u>Limited to a total amount of 30 tons until CoP21 to be reviewed in order to determine a potential for further trade based on a revised proposal.</u></p> <p><u>On a proposal from the Secretariat, the Standing Committee can decide to cause this trade to cease partially or completely in the event of non-compliance by exporting or importing countries, or in the case of proven detrimental impacts of the trade on the saiga population.</u></p>							
<p>注釈 A3 : (下線部が変更箇所)</p> <p>商業目的で取引される野生の標本については、ゼロの輸出割り当てが設定されている。ただし、以下の条件のもとでカザフスタンのサイガ・タタリカの個体群からの標本を除く：</p> <p>a) カザフスタン原産であり、カザフスタンが策定した表示付けおよびトレーサビリティ要件に従って在庫され、表示付けされた政府所有の全体角のみの取引である。</p> <p>b) 事務局及びカザフスタンによる事前確認が必要で、常設委員会の議長を通じて協議し、カザフスタン及び取引相手国において十分な管理メカニズムとトレーサビリティシステムが既に整備されていること。</p> <p>c) カザフスタンは、新規の取引相手国への最初の出荷を監督し、表示付け及びトレーサビリティシステムが整備され、適切に機能していることを確認する。そして、</p> <p>d) CoP21までは合計 30 トンに制限され、改訂された提案に基づいてさらなる取引の可能性を判断するために見直される。</p> <p>事務局からの提案に基づき、常設委員会は、輸出国又は輸入国による不遵守があった場合又は取引がサイガの個体群に対して有害な影響を及ぼしていることが証明された場合に、この取引を部分的又は完全に停止することを決定することができる。</p>							
	MAMMALIA 哺乳綱	PROBOSCIDEA	ゾウ目 (長鼻目)	ELEPHANTIDAE	ゾウ科	<i>Loxodonta africana</i> (Only the populations of Botswana, Namibia, South Africa and Zimbabwe; all other populations are included in Appendix I)	アフリカゾウ (ボツワナ、ナミビア、南アフリカ及びジンバブエの個体群に限る。他の個体群は附属書 I に掲げる。)

Annotation A11:

For the exclusive purpose of allowing:

- a) trade in hunting trophies for non-commercial purposes;
- b) trade in live animals to appropriate and acceptable destinations; ~~as defined in Resolution Conf. 11.20 (Rev. CoP18), for Botswana and Zimbabwe and for in situ conservation programmes for Namibia and South Africa;~~
- c) trade in hides;
- d) trade in hair;
- e) trade in leather goods ~~for commercial or non-commercial purposes for Botswana, Namibia and South Africa and for non-commercial purposes for Zimbabwe;~~
- f) trade in individually marked and certified ekipas incorporated in finished jewellery for non-commercial purposes for Namibia and ivory carvings for non-commercial purposes for Zimbabwe;
- g) ~~trade in registered raw ivory (for Botswana, Namibia, South Africa and Zimbabwe, whole tusks and pieces) subject to the following:~~
- i) ~~only registered government-owned stocks, originating in the State (excluding seized ivory and ivory of unknown origin);~~
- ii) ~~only to trading partners that have been verified by the Secretariat, in consultation with the Standing Committee, to have sufficient national legislation and domestic trade controls to ensure that the imported ivory will not be re-exported and will be managed in accordance with all requirements of Resolution Conf. 10.10 (Rev. CoP18) concerning domestic manufacturing and trade;~~
- iii) ~~not before the Secretariat has verified the prospective importing countries and the registered government-owned stocks;~~
- iv) ~~raw ivory pursuant to the conditional sale of registered government-owned ivory stocks agreed at CoP12, which are 20,000 kg (Botswana), 10,000 kg (Namibia) and 30,000 kg (South Africa);~~
- v) ~~in addition to the quantities agreed at CoP12, government-owned ivory from Botswana, Namibia, South Africa and Zimbabwe registered by 31 January 2007 and verified by the Secretariat may be traded and despatched, with the ivory in paragraph g) iv) above, in a single sale per destination under strict supervision of the Secretariat;~~
- vi) ~~the proceeds of the trade are used exclusively for elephant conservation and community conservation and development programmes within~~

注釈 A11 :

以下に該当する場合にのみ許可される。

- a) 非商業目的のハンティング・トロフィーの取引
- b) ボツワナ及びジンバブエについては、締約国会議決議 11.20 (Rev. CoP18)に定められた適切かつ受け入れ可能な目的地への生きている動物の取引、ナミビア及び南アフリカについては、生息域内保護プログラムのための生きている動物の取引
- c) 皮の取引
- d) 毛製品の取引
- e) ボツワナ、ナミビア及び南アフリカについては、商業又は非商業目的の革製品の取引、ジンバブエについては、非商業目的の革製品の取引
- f) ナミビアについては、装身具類に組み込まれ、一つずつ記号を付け認定を受けたエキパという象牙加工品の非商業目的の取引、ジンバブエについては、象牙彫刻品の非商業目的の取引
- g) ~~登録された生牙の取引(ボツワナ、ナミビア、南アフリカ及びジンバブエについては、全形のもの及び部分に限る。)を専らの目的とし、次の規定に従うものとする。~~
- i) ~~当該国で採取され、政府が在庫として所有する登録されたものに限る(押収された象牙及び原産地不明の象牙を除く。)。~~
- ii) ~~事務局が、常設委員会と協議の上、輸入された象牙が再輸出されず、かつ、国内での製造及び取引に関する締約国会議決議 10.10 (Rev. CoP18)のすべての要件に従って管理されることが確保されるよう十分な国内法及び国内取引規制を有していることを認証した取引相手国に限る。~~
- iii) ~~事務局が輸入予定国及び政府が在庫として所有する登録された象牙を認証した後に限る。~~
- iv) ~~政府が在庫として所有する登録された象牙、ボツワナについては、2万キログラム、ナミビアについては、1万キログラム及び南アフリカについては、3万キログラムの象牙につき、第12回締約国会議で合意された条件に準じて取引することができるものとする。~~
- v) ~~第12回締約国会議で合意された総量に加え、2007年1月31日までに登録され、事務局によって認証されたボツワナ、ナミビア、南アフリカ及びジンバブエの政府が在庫として所有する象牙については、上記 iv)に掲げる象牙とともに、事務局の厳格な監督の下に、目的地ごとに1回の販売を条件として出荷される。~~
- vi) ~~取引の収益は、専ら、象の保護並びに象の生息域又は当該生息域に隣接する地域社会の保護及び開発計画に使用される。~~
- vii) ~~上記 v)に掲げる追加分の象牙については、常設委員会が、前記の条件を満たしたと同意した後に限り取引する。~~

<p>or adjacent to the elephant range; and</p> <p>vi) the additional quantities specified in paragraph g) v) above shall be traded only after the Standing Committee has agreed that the above conditions have been met; and</p> <p>h) no further proposals to allow trade in elephant ivory from populations already in Appendix II shall be submitted to the Conference of the Parties for the period from CoP14 and ending nine years from the date of the single sale of ivory that is to take place in accordance with provisions in paragraphs g) i), g) ii), g) iii), g) vi) and g) vii). In addition such further proposals shall be dealt with in accordance with Decisions 16.55 and 14.78 (Rev. CoP16).</p> <p>On a proposal from the Secretariat, The Standing Committee can decide to cause this trade to cease partially or completely in the event of non-compliance by exporting or importing countries, or in the case of proven detrimental impacts of the trade on other elephant populations.</p> <p>All other specimens shall be deemed to be specimens of species included in Appendix I and the trade in them shall be regulated accordingly.</p>	<p>(h) すでに附属書IIに掲げられている個体群からの象牙取引を認めるための提案は、第14回締約国会議から上記(g)の i)、ii)、iii)、vi)及び vii)の規定に基づき行われる単一の象牙の取引目から9年が経過するまでの期間、締約国会議に提出されない。また、そのような追加の提案は決定16.55及び14.78(Rev. CoP16)に基づいて取り扱われる。</p> <p>事務局からの提案に基づき、常設委員会は、輸出国若しくは輸入国の不遵守の場合又はこれらの取引が他の象の個体群に負の影響を与えたことが明らかとなった場合には、これらの取引を停止させることを決定することができる。</p> <p>他のすべての標本は、附属書Iに掲げる種の標本とみなされ、その取引は、附属書Iに掲げる種の標本の取引として規制される。</p>
---	---

FLORA 植物

	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
注釈	LILIACEAE EUPHORBIACEAE	ユリ科 トウダイグサ科	<i>Aloe ferox</i> <i>Euphorbia antisyphilitica</i>	アロイ・フェロクス エウフォルビア・アンティスユフィリティカ

	Annotation #4 : All parts and derivatives, except: a) ~e) abbr. f) finished products <u>packaged and ready for retail trade</u> of <i>Aloe ferox</i> and <i>Euphorbia antisyphilitica</i> <u>packaged and ready for retail trade</u> ; and g) abbr	解釈#4 : (下線部が変更箇所 ※内容に変更なし) 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物 a) ~e) (略) f) <u>包装され、かつ、小売取引用に準備された</u> アロイ・フェロクス (<i>Aloe ferox</i>) 及びエウフォルビア・アンティスユフィリティカ (<i>Euphorbia antisyphilitica</i>) の完成品 g) (略)
	LEGUMINOSAE Annotation #10 :	<i>Paubrasilia echinata</i> マメ科 解釈 7#10 : (下線部が変更箇所)
注釈	All parts <u>and derivatives, derivatives and finished products, except re-export of finished musical instruments, finished musical instrument accessories and finished musical instrument parts for non-commercial trade only for the purpose of paid and unpaid performance, personal use, display, loan, competition, teaching, appraisal, or repair, provided that this does not change the ownership and that such transport is not for sale, transfer or disposal of the specimen outside of the owner's usual State of residence. Zero quota for wild-harvested specimens (source code W) traded for commercial purposes.</u>	報酬の有無にかかわらない演奏、個人使用、展示、貸出、競技、教育、評価、または修理を目的とした非商業取引（所有権が変更されず、かつその輸送が所有者の通常の居住国外での標本の販売、譲渡、または処分を目的としないもの）向けの完成した楽器、完成した楽器の付属品及び完成した楽器の部品を除く、全ての部分、派生物及び製品。 商業目的で取引される野生採取標本（ソースコード W）に対してはゼロの割り当てが設定されている。

●新規注釈に関する決定がされたもの

FAUNA 動物							
	綱	目 (学名)	目 (和名)	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (和名)
	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	RHINOPRISTIFORMES	ノコギリエイ目	Glaucostegidae	ミナミサカタザメ科	<i>Glaucostegus</i> spp.	ミナミサカタザメ属全種
注釈	Annotation A25: A zero annual export quota for wild-taken specimens traded for commercial purposes					注釈 A25: 野生から採取され、商業目的で取引される標本については、年次輸出割り当てをゼロとする。	

	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	RHINOPRISTIFORMES	ノコギリエイ目	Rhinidae	シノノメサカタザメ科	Rhinidae spp.	シノノメサカタザメ科 全種
注釈	Annotation A25: A zero annual export quota for wild-taken specimens traded for commercial purposes					注釈 A25: 野生から採取され、商業目的で取引される標本については、年次輸出割り当てをゼロとする。	
<i>FLORA 植物</i>							
	科 (学名)	科 (和名)	種 (学名)	種 (学名)	種 (和名)		
	BURSERACEAE	カンラン科	<i>Commiphora wightii</i>		コミフォラ・ワイティイ		
注釈	Annotation #19: Extracts (including resins, gums and essential oils) and powder, except the following finished products, packaged and ready for retail trade: finished tablets, capsules, pills, perfumes, cosmetics, solutions, emulsions or suspensions (such as infused oils, hydrolates, tinctures), and manufactured incense products (such as incense sticks and incense cones).				解釈 #19: 抽出物（樹脂、ガム、エッセンシャルオイルを含む）及び粉末。 ただし、以下の包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品を除く：錠剤、カプセル、丸薬、香水、化粧品、溶液、乳剤又は懸濁液（例：浸出油、ハイドロレート、チンキ等）及び製造された香製品（線香や円錐型のお香等）		

●学術名に関する変更がされたもの

附属書Ⅲ掲載種

FAUNA 動物			
PHYLUM ARTHROPODA (節足動物門)			
CLASS ANTHOZOA (花中綱)			
GORGONACEAE (ヤギ目(海楊目))			
CORALLIIDAE (サンゴ科) Red and pink corals (アカサンゴ、モモイロサンゴ類)			
整理番号	種 (旧学名)	種 (新学名)	種 (和名)
1	<i>Corallium elatius</i>	<i>Pleurocorallium elatius</i>	アカサンゴ
2	<i>Corallium konjoi</i>	<i>Pleurcorallium konojoi</i>	シロサンゴ
3	<i>Corallium secundum</i>	<i>Pleurocorallium secundum</i>	プレウロコラリウム・セクンドゥム

お知らせ**ワシントン条約附属書の改正に伴う我が国の輸出入手続きについて**

2026年2月5日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

第20回ワシントン条約締約国会議において、同条約附属書の改正提案が採択されることになりました。改正内容については「**お知らせ**ワシントン条約：第20回締約国会議における附属書改正事項について」を御確認ください。

改正附属書の効力発生日は2026年3月5日（木）です（効力発生までの猶予期間が設けられた一部の種を除く）。本改正に伴う外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）関連の我が国の輸出手続の取扱いについて以下のとおりお知らせします。

※本お知らせの内容については、必ず最新の情報を御確認の上、輸出手続を行っていただきますようお願いいたします。

1. 附属書に新たに掲載される種の貨物について**(1) 当該種の標本（動植物の個体、個体の部分若しくは派生物をいう。以下同じ。）を輸入する場合**

改正附属書の効力発生日の前日（今回の場合は2026年3月4日）までに、税関において輸入申告等が正当なものとして受け付けられた場合には、条約の適用を受けない種の取扱いで輸入することができます。

効力発生日以降の輸入申告等では附属書掲載の条約関連貨物として扱われますので、所定の手続を行ってください。

(2) 当該種の標本を輸出する場合

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可され、当該貨物の輸出先国（輸入国）における輸入日も同附属書の効力発生日より前の場合には、条約の適用を受けない種の扱いで輸出することができます。

輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力発生日以降に当該貨物の輸入通関が行われる場合には、輸出先国（輸入国）より、同附属書に基づくCITES輸出許可・再輸出証明書（以下「CITES輸出許可書等」という。）の提示を求められる場合がありますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容について御確認ください。

2. 附属書Ⅱから附属書Ⅰ、附属書Ⅲから附属書Ⅱに移行される種の貨物について**(1) 当該種の標本を輸入する場合**

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸入申告等が正当なものとして受け付けら

れた場合には、それぞれ移行前の附属書Ⅱ又は附属書Ⅲ掲載の条約関連貨物として輸入することができます。

なお、効力発生日以降の輸入申告等ではそれぞれ附属書Ⅰ又はⅡ掲載の条約関連貨物として扱われるため、附属書が移行される前の附属書Ⅱ又は附属書Ⅲとして取得したCITES輸出許可書等による貨物の輸入は認められません。この場合、これら貨物が日本へ到着していても輸入が認められず輸出国・再輸出国へ返送または任意放棄していただくことになりますので御注意ください。

また、附属書Ⅰ掲載種を国内に輸入後は、「種の保存法」による国際希少野生動植物種として、同法に基づく譲渡規制等の対象になります。詳細は以下の環境省ホームページを御確認ください。

<（環境省）譲渡し等の規制及び手続きについて>

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/trade/>

（2）当該種の標本を輸出する場合

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可され、当該貨物の輸出先国（輸入国）における輸入日も同附属書の効力発生日より前の場合には、それぞれ移行前の附属書Ⅱ又は附属書Ⅲの扱いで輸出することができます。

輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合、それぞれ附属書Ⅰ又はⅡ掲載の条約関連貨物として扱われることにより、輸出先国（輸入国）において輸入ができない可能性がありますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容について御確認ください。

3. 附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行される種の貨物について

（1）当該種の標本を輸入する場合

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸入申告等が正当なものとして受け付けられた場合には、附属書Ⅰ掲載の条約関連貨物として輸入することができます。

効力発生日以降の輸入申告等では附属書Ⅱ掲載の条約関連貨物として扱われますが、附属書Ⅰ掲載の条約関連貨物としてCITES輸出許可書等及び外為法に基づく輸入承認証を取得している場合には、当該輸出許可書等の税関への提出及び輸入承認証の提示（事前確認制度の対象貨物の場合）により輸入をすることができます。

（2）当該種の標本を輸出する場合、

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可され、当該貨物の輸出先国（輸入国）における輸入日も同附属書の効力発生日より前の場合には附属書Ⅰの扱いで輸出することができます。

輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合、附属書Ⅱ掲載の条約関連貨物として扱われることになりますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容について御確認ください。

4. 附属書Ⅰ、附属書Ⅱから削除される種の貨物について

(1) 当該種の標本を輸入する場合

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸入申告等が正当なものとして受け付けられた場合には、それぞれ移行前の附属書Ⅰ又はⅡ掲載の条約関連貨物として輸入することができます。

効力発生日以降の輸入申告等では条約の適用を受けない種の取扱いで輸入することができます。

(2) 当該種の標本を輸出する場合、

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可され、当該貨物の輸出先国（輸入国）における輸入日も同附属書の効力発日より前の場合にはそれぞれ移行前の附属書Ⅰ又はⅡの扱いで輸出することができます。

輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力発生日以前に当該種の輸入通関が行われる場合、それぞれ移行前の附属書Ⅰ又はⅡ掲載の条約関連貨物として扱われることになりますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容について御確認ください。

効力発生日以降に税関において輸出が許可された場合は条約の適用を受けない種の取扱いで輸出することができます。

5. 改正附属書の効力発日について

今回の改正附属書の効力発生日は、2026年3月5日（木）です。ただし、以下の種については効力発生までの猶予期間が設けられます。各効力発生日に読み替えた上で、前述の1. から4. 記載の所定の手続きを行うことになります。

(1) アカガエル科 (Ranidae) のギリシャトノサマガエル (*Perophylax epeiroticus*)、コガタトノサマガエル (*Perophylax lessonae*)、ワライガエル (*Perophylax ridibundus*) 及びバルカンガエル (*Perophylax shqipericus*)

2027年6月5日に附属書Ⅱ掲載の効力発生

(2) ドチザメ科 (Triakidae) のイコクエイラブカ (*Galeorhinus galeus*) 及びホシザメ属全種 (*Mustelus* spp.)

2027年6月5日に附属書Ⅱ掲載の効力発生

(3) アイザメ科全種 (Centrophoridae spp.)

2027年6月5日に附属書Ⅱ掲載の効力発生

(4) クロナマコ科 (Holothuriidae) のホロトウリア・レッソニ (*Holothuria lessonii*)

2027年6月5日に附属書Ⅱ掲載の効力発生

6. サイガ・タタリカ (*Saiga tatarica*) の輸出入について

○今回の附属書改正により、附属書Ⅱ掲載のサイガ・タタリカ (*Saiga tatarica*) の注釈が変更され、以下の下線部の条件に該当するカザフスタンのサイガの個体群からの標本のみゼロの輸出割り当ての対象外となりました。

【参考】注釈 A3 :

野生の状態で採取され、主として商業目的で取引される当標本については、毎年ゼロの輸出割り当てが設定されている。ただし、以下の条件のもとでカザフスタンのサイガ・タタリカの個体群からの標本を除く：

- a) カザフスタン原産であり、カザフスタンが策定した表示付けおよびトレーサビリティ要件に従って在庫され、表示付けされた政府所有の全体角のみの取引である。
- b) 事務局及びカザフスタンによる事前確認が必要で、常設委員会の議長を通じて協議し、カザフスタンおよび取引相手国において十分な管理メカニズムとトレーサビリティシステムが既に整備されていること。
- c) カザフスタンは、新規の取引相手国への最初の出荷を監督し、表示付けおよびトレーサビリティシステムが整備され、適切に機能していることを確認する。
- d) CoP21までは合計30トンに制限され、改訂された提案に基づいてさらなる取引の可能性を判断するために見直される。

事務局からの提案に基づき、常設委員会は、輸出国または輸入国による不遵守があった場合、または取引がサイガの個体群に対して有害な影響を及ぼしていることが証明された場合に、この取引を部分的または完全に停止することを決定することができる。

7. アフリカゾウ (*Loxodonta africana*) (ボツワナ、ナミビア、南アフリカ及びジンバブエの個体群に限る。) の輸出入について

○今回の附属書改正により、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ及びジンバブエの個体群に限る附属書Ⅱ掲載のアフリカゾウ (*Loxodonta africana*) の注釈が変更され、許可される範囲が変更となりました。

【参考】注釈 A11 :

以下に該当する場合にのみ許可される。

- a) 非商業目的のハンティング・トロフィーの取引
- b) 適切かつ受け入れ可能な目的地への生きている動物の取引
- c) 皮の取引
- d) 毛製品の取引
- e) 革製品の取引
- f) ナミビアについては、装身具類に組み込まれ、一つずつ記号を付け認定を受けたエキバという象牙加工品の非商業目的の取引、ジンバブエについては、象牙彫刻品の非商業目的の取引

常設委員会は、輸出国若しくは輸入国の不遵守の場合又はこれらの取引が他の象の個体群に負の影響を与えたことが明らかとなった場合には、これらの取引を停止させることを決定することができる。他のすべての標本は、附属書Ⅰに掲げる種の標本とみなされ、その取引は、附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引として規制される。

8. ブラジルボクの輸出入について

○今回の附属書改正により、附属書Ⅱのブラジルボク (*Paubrasilia echinata*) の注釈が変更され、完成した楽器、完成した楽器の付属品及び完成した楽器の部品の商業目的での再輸出についても規制対象となりました。

【参考】解釈 7#10

報酬の有無にかかわらない演奏、個人使用、展示、貸出、競技、教育、評価、または修理を目的とした非商業取引（所有権が変更されず、かつその輸送が所有者の通常の居住国外での標本の販売、譲渡、または処分を目的としないもの）向けの完成した楽器、完成した楽器の付属品及び完成した楽器の部品を除く、全ての部分、派生物及び製品。商業目的で取引される野生採取標本（ソースコード W）に対してはゼロの割り当てが設定されている。

【参考】解釈 8 より抜粋

完成した楽器

楽器（WCO（世界税関機構）の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品）は、演奏できる状態のもの又は演奏を可能とするために部品の取付けのみが必要なものをいう。楽器にはアンティークの楽器（関税番号九十七・〇五及び九十七・〇六に規定する美術品、収集品及びアンティークをいう。）が含まれる。

完成した楽器の付属品

楽器の付属品（WCO（世界税関機構）の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品）は、楽器とは別個で楽器に使用し、及び明確に楽器に付随して使用するために特別に設計され、形成されており、並びに使用に当たり更に手を加えることがないもの。

完成した楽器の部品

楽器の部品（WCO（世界税関機構）の関税番号第九十二類に規定する楽器、その部分品及び付属品）は、楽器へ取付けることができ、明確に楽器に付随して使用するために特別に設計され、形成されており、演奏を可能とするもの。

10. ミナミサカタザメ属全種 (*Glaucostegus spp.*) 及びシノノメサカタザメ科全種 (*Rhinidae spp.*) の輸出入について

○今回の附属書改正により、附属書Ⅱ掲載のミナミサカタザメ属全種 (*Glaucostegus spp.*) 及びシノノメサカタザメ科全種 (*Rhinidae spp.*) については、新たに注釈 A25 が設けられ、以下のとおり野生個体の商業目的で取引される標本について毎年ゼロの輸出割り当てが設定されました。

【参考】注釈 A25:

野生から採取され、商業目的で取引される標本については、年次輸出割り当てをゼロとする。

11. カンラン科 (BURSERACEAE) コミフォラ・ワイティイ (*Commiphora wightii*) の輸出入に係る新規注釈について

○今回の附属書改正により、附属書Ⅱに新規掲載されるコミフォラ・ワイティイ (*Commiphora wightii*) について、解釈 7#19 として以下のとおり条約の適用を受ける「標本」を明記する

ための解釈が新規で付されました。

【参考】解釈 7#19:

抽出物（樹脂、ガム、エッセンシャルオイルを含む）及び粉末。

ただし、以下の包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品を除く：

錠剤、カプセル、丸薬、香水、化粧品、溶液、乳剤又は懸濁液（例：浸出油、ハイドロレート、チンキ等）及び製造された香製品（線香や円錐型のお香等）

【参考】解釈 8 より抜粋

抽出物（エキス）

製造方法に関わらず、物理的又は化学的手段によって植物素材から直接的に得られた全ての物質。抽出物は、固体（クリスタル、樹脂、微細な又は粗雑な粒子を含む。）、半固体（ガム、ワックスを含む。）又は液体（溶液、顔料、油及び精油を含む。）である。

粉末（パウダー）

乾燥した微細な又は粗雑な粒子の形態の物質

包装され、かつ、小売取引用に準備された完成品

一般公衆への売却又は一般公衆による使用に適した状態で最終使用又は小売取引用に包装され、ラベルが付され、更なる処理が不要な、単独で又は大量に出荷された製品

12. 附属書Ⅲ掲載サンゴ科 (CORALLIIDAE) 3種に係る学名変更について

○今回の事務局通報 ([NO. 2026/018]) により、附属書Ⅲに掲載されているサンゴ科 3種について、「お知らせワシントン条約：第 20 回締約国会議における附属書改正事項について」別紙 2 記載のとおり、2026 年 3 月 5 日より学名が変更されます。

効力発生日以降の申請については、新たに変更された学名を記載のうえ所定の手続を行ってください。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723 (直通)